

専門職の学位を有する者に対する選択科目免除の要件について

平成 21 年 2 月 17 日
工業所有権審議会
弁理士審査分科会試験部会

弁理士法施行規則の一部改正により、平成 21 年 1 月 1 日から、修士又は博士の学位を有する者と同様に、専門職の学位を有する者についても、定められた要件を満たし、工業所有権審議会の審査において、選択科目のいずれかの科目に関する研究により学位を取得した者と認定された場合には、弁理士試験論文式筆記試験選択科目の免除を受けることが可能となりました。

ただし、専門職大学院設置基準においては、学位論文の作成が修了要件として定められておりませんが、弁理士法施行規則において以下の要件を満たすことが定められています。

選択科目免除資格認定の申請は、当該要件及び以下の注意事項を確認した上で、該当するか否かを判断した上で行ってください。

< 専門職の学位を有する者に求められる要件 >

- ・ 専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得していること
- ・ 前記単位の修得に加え、専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格していること

弁理士法施行規則（平成十二年十二月二十八日通商産業省令第四百十一号）

第六条 法第十一条第六号に規定する経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目について行う試験を免除する。

一 （略）

二 第三条の表の上欄に掲げるいずれかの科目に関する研究により学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者のうち、専門職大学院が修了要件として定める一定の単位を修得し、かつ、当該専門職大学院が修了要件として定める論文の審査に合格した者 当該科目

三～十一 （略）

< 注意事項 >

大学院における修了の認定に関わる大学の学則、学位規則、履修規則等において、「論文の審査に合格すること」が修了要件として明記されていること。

学則等において、「論文の審査に合格すること」が修了要件として明確に規定されていない場合は、大学院における教育指導方針として、実質的に、論文を課していても、免除の要件を満たさない。

なお、学則等に定められている修了要件に、課題報告、プロジェクト研究等の提出等が規定されていても、「論文」を提出し、当該論文が審査に合格することが修了要件として明記されていない場合は、免除の要件を満たさない。